

# 御船町お土産開発支援事業業務委託

## プロポーザル実施要領

令和6年4月

熊本県御船町

## 御船町お土産開発支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 要領の目的

本要領は、「御船町お土産開発支援事業業務委託」に係るの受託事業者の選定を、企画力、技術力、実績等総合的に評価を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 本事業の目的

お土産の生産に携わる民間事業者の開発・改良に対する機運を高め、情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化を図り、本町の観光振興及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

### 3 事業概要

#### (1) 件名

御船町お土産開発支援事業業務委託

#### (2) 履行期限

令和7年3月14日(金)

#### (3) 履行場所

熊本県上益城郡御船町内

#### (4) 事業内容

「御船町お土産開発支援事業業務委託要求水準書(以下「事業要求水準書」という。)(別紙2)のとおり。

※ あくまで現段階での町の想定であり、業務の中で検討を進めていくことに留意すること。

#### (5) 応募価格要件

上限額 4,634,000円(消費税含む)

※ 上記上限額は、予定価格ではない。

上記上限額は、本事業に掛かるすべての費用を含むものとする。

応募事業者は、上記上限額を超えない範囲で見積もりを提出すること。

### 4 プロポーザルの日程

(1) 公募開始	令和6年4月15日(月)
(2) 参加申込書提出期限	令和6年4月24日(水)
(3) 提案書提出締切日	令和6年5月15日(水)
(4) 第一次審査結果通知	令和6年5月17日(金)【予定】
(5) 二次審査(ヒアリング)	令和6年5月24日(金)【予定】
(6) 第二次審査結果通知	令和6年5月31日(金)【予定】

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (2) 御船町の工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に規定する指名停止措置を受けていないこと。または、入札参加資格取り消しなどを受けている者でないこと。
- (3) 御船町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は御船町暴力団排除条例の運用に関する規則（平成 24 年規則第 9 号）第 2 条第 5 号及び第 6 号に規定する暴力団等、暴力団等関係者に該当しない者であること。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税が未納でないこと。

## 6 選定方法

- (1) 実施方式  
公募型プロポーザル
- (2) 審査方法  
別紙「御船町お土産開発支援事業業務委託落札者決定基準」による。

## 7 参加申込

- (1) 応募方法  
本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加申込書」（様式第 1 号）及び下記関係書類を以下のとおり提出すること。なお、指定様式は御船町お土産開発支援事業業務委託に係る提出書類様式集【別紙 3】のとおりとする。
  - ア 同種事業実績  
過去 5 年以内の同種事業実績（任意様式 5 件以内）を提出すること。5 件以上の実績がある場合は、契約金額の大きいものから順に記載すること。なお、事業が完了していない契約については、記載しないこと。  
記載内容は、事業件名、履行期間、履行概要、契約金額及び発注者とする。
  - イ 誓約書（様式第 2 号）
  - ウ 国税等の納税証明書
    - (ア) 国税に未納がないことを証明する書類
    - (イ) 都道府県税に未納がないことを証明する書類
    - (ウ) 市区町村税に未納がないことを証明する書類※各種証明書については、直近 3 か月以内に取得した原本に限る。
  - エ 会社概要  
応募業者の会社概要等を提出すること。なお、ISO や IEC などの取得状

況、自治体との連携や協定状況及びコンクールなどの受賞状況など、取得等しているものがあれば特筆すること。

- (2) 応募期間 令和6年4月24日(水)午後3時まで  
※ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。
- (3) 応募方法 窓口受付(郵送・メール・FAXは不可)
- (4) 受付場所 熊本県上益城郡御船町大字御船995-1  
御船町役場2階 商工観光課 商工観光係
- (5) 参加資格の可否及び喪失

町長は、参加申込書を提出した者について、提案資格を満たしているのかを確認し、参加資格審査通知書兼提案書等提出依頼書(様式第3号)を通知する。

通知を受領した時点で参加資格を有するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

ア 本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、またはその他不正な行為をしたとき。

イ 契約締結を行うまでの期間中に、5項「参加資格要件」に該当しなくなったとき。

#### (6) 参加辞退

参加申込書を提出したが、その後、辞退を希望する者は、「辞退届」(様式第4号)に必要事項を記載の上、12項「連絡先」へ持参または電子メールで送付すること。なお、電子メールを送付した場合は、その受信確認の電話を行うこと。

## 8 提案書の作成

次に求める資料をA4版で作成し、紙ファイル(A4版)に以下の順に綴じて提出すること。図面等はA3版でも可とするが、A4版に折込むこと。

#### (1) 提案書の提出期限等

参加申込書の提出を行った後、以下の内容に従って提案書等を提出すること。

ア 提案書提出締切り 令和6年5月15日(水)午後3時まで

※ただし、提出受付は、土日祝日を除く開庁日のみとする。

※提出した書類は、期限内は差替えが可能とする。

※期限内に提案書の提出が無かった場合、辞退したものとみなす。

イ 提出方法 窓口受付(郵送・メール・FAXは不可)

ウ 提出部数 正: 1部(表紙及び各見積りに社印が押印されたもの)

副: 7部(正の写し)

データ: 1部(提案書1式をPDFにし、CDで提出する)

エ 受付場所 熊本県上益城郡御船町大字御船995-1

御船町役場2階 商工観光課 商工観光係

## (2) 技術提案

### ア 事業者育成についての提案

応募業者が計画する事業者育成の概要をA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町お土産開発支援事業業務委託要求水準書【別紙1】の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

### イ お土産を認定するコンテストの実施についての提案

応募業者が計画するお土産を認定するコンテストの実施の概要をA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町お土産開発支援事業業務委託要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

### ウ お土産の販路拡大についての提案

応募業者が計画するお土産の販路拡大の概要をA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町お土産開発支援事業業務委託要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

### エ 認定したお土産の認知度向上に関する取組みについての提案

応募業者が計画する認定したお土産の認知度向上に関する取組みの概要をA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。その中で、御船町お土産事業要求水準書の内容を大きく上回る提案など、町にとって有益と思われる内容は、特筆して示すこと。

## (3) お土産開発支援事業業務委託仕様書案

貴社が計画するお土産開発支援事業業務委託に関する仕様書を示すこと。必要に応じて図等も用いて示すこと。(様式自由)

## (4) 事業工程表案

貴社が計画する事業工程表を提出すること。(様式自由)

## (5) 事業費等見積の提出

### ア 共通事項

本要領第3項第5号の「応募価格要件」に示した範囲で作成すること。

### イ 事業費用

要求水準等がない応募業者が提案した内容など、前項「技術提案」の提案内容に基づき、関連費用も含めて算出すること。また、見積り様式は自由とするが、極力詳細に項目(品目)を洗い出し、その数量・単価も示すこと。見積書は、消費税を含むものとする。

## 9 採用案決定後の事業

町は、選定委員会による最優秀提案者及び優秀提案者の選定結果をもとに、契約候補者及び次点者を決定し、契約交渉の相手方とする。ただし、最優秀提案者

が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

結果については、全参加者へ通知を行う。

## 10 参加者の費用負担

参加申込、技術提案書等の作成、提出等に係る費用は参加者の負担とする。

## 11 その他

- (1) 提案の著作権は、各応募業者に帰属する。ただし、町が必要とするときは、応募業者と協議の上、無償で使用することができるものとする。
- (2) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案を行った者又は公正な価格の成立を阻害し、もしくは、不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (3) 本プロポーザルに係る提出物は返却しない。町の保存期限経過後に破棄する。
- (4) 応募業者の採点順位は、公表することができるものとする。
- (5) 提出された書類に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 提出書類に不足または、虚偽の内容があった場合。
  - イ 記載すべき事項の全部または、一部が記載されていないもの。
  - ウ 見積金額が上限額を超えているもの。
- (6) 参加を表明した者が1社であっても、審査を行い評価の点数が基準点を超えた場合は、有効とする。

## 12 連絡先

〒861-3296

熊本県御船町大字御船 995-1

御船町役場 商工観光課 商工観光係 渡邊

電話 096-282-1226

FAX 096-282-2803

Mail ywatanabe@town.mifune.lg.jp